

香芝市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年1月5日

香芝市長 三橋和史

香芝市規則第1号

香芝市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

香芝市個人番号の利用に関する条例施行規則（平成27年規則第29号）の一部を次のように改正する。

第2条中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」の次に「及び条例」を加える。

第3条第3号中「第5条」を「第6条」に改め、同条第4号中「第6条」を「第7条」に改め、同条第5号中「第7条」を「第8条」に改め、同条第6号中「第8条」を「第9条」に改め、同条第8号中「第8条の2」を「第10条」に改め、同条第9号中「第9条」を「第11条」に改める。

第4条第3号中「第5条の2」を「第6条」に改め、同条第4号中「第6条」を「第7条」に改め、同条第5号中「第7条」を「第8条」に改め、同条第6号中「第8条」を「第9条」に改め、同条第8号中「第8条の2」を「第10条」に改め、同条第9号中「第9条」を「第11条」に改める。

第5条第3号中「第5条の2」を「第6条」に改め、同条第4号中「第6条」を「第7条」に改め、同条第5号中「第7条」を「第8条」に改め、同条第6号中「第8条」を「第9条」改め、同条第8号中「第8条の2」を「第10条」に改め、同条第9号中「第9条」を「第11条」に改める。

第7条第1号中「香芝市重度心身障害老人等医療費助成要綱（昭和58年2月1日施行）」を「香芝市重度心身障害老人等医療費助成要綱（令和7年告示第236号）」に、「第3条」を「第5条」に改め、同条第2号中「第4条」を「第6条」に改め、同条第3号中「第5条」を「第7条」に改め、同条第4号中「第6条」を「第8条」に改め、同条第5号中「第7条」を「第9条」に改め、同条第6号中「第9条」を「第11条」に改め、同条第7号中「第10条」を「第12条」に改め、同条第8号中「第11条」を「第13条」に改め、同条第9号中「第12条」を「第14条」に改め、同条第10号中「第13条」を「第15条」に改める。

第8条第1号中「香芝市精神障害者医療費助成事業（後期高齢者）実施要綱（平成27年4月1日施行）」を「香芝市精神障害者医療費助成事業（後期高齢者）実施要綱（令和7年告示第237号）」に改める。

第13条を第15条とし、第12条を第14条とする。

第11条中「9の項」を「10の項」に改め、同条を第12条とし、同条の次に次の1条を加える。

第13条 条例別表の11の項の規則で定める事務は、住登外者に係る宛名情報の登録又は変更に関する事務とする。

第10条中「8の項」を「9の項」に改め、同条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

第10条 条例別表の8の項の規則で定める事務は、住登外者に係る宛名情報の登録又は変更に関する事務とする。

別表第1中「第12条関係」を「第14条関係」に改め、同表1の項中「又は香芝市精神障害者医療費助成条例による医療費の助成に関する情報（以下「精神障害者医療費助成関係情報」という。）」を「、香芝市精神障害者医療費助成条例による医療費の助成に関する情報（以下「精神障害者医療費助成関係情報」という。）又は住登外者宛名情報」に改め、同表2の項中「又は香芝市精神障害者医療費助成事業（後期高齢者）実施要綱による医療費の助成に関する情報（以下「精神障害者（後期高齢者）医療費助成関係情報」という。）」を「、香芝市精神障害者医療費助成事業（後期高齢者）実施要綱による医療費の助成に関する情報（以下「精神障害者（後期高齢者）医療費助成関係情報」という。）又は住登外者宛名情報」に改め、同表3の項から5の項までの規定中「又は精神障害者（後期高齢者）医療費助成関係情報」を「、精神障害者（後期高齢者）医療費助成関係情報又は住登外者宛名情報」に改め、同表6の項中「又は重度心身障害老人等医療費助成関係情報」を「、重度心身障害老人等医療費助成関係情報又は住登外者宛名情報」に改め、同表7の項中「に関する情報」の次に「（以下「養育医療関係情報」という。）」を加え、「又は障害者自立支援給付関係情報」を「、障害者自立支援給付関係情報又は住登外者宛名情報」に改め、同表9の項中「又は香芝市就学援助実施要綱による就学援助費の支給に関する情報」を「、香芝市就学援助実施要綱による就学援助費の支給に関する情報（以下「就学援助費支給関係情報」という。）又は住登外者宛名情報」に改め、同項を同表10の項とし、同表8の項中「又は香芝市特別支援教育就学奨励費実施要綱による就学奨励費の支給に関する情報」を「、香芝市特別支援教育就学奨励費実施要綱による就学奨励費の支給に関する情報（以下「就学奨励費支給関係情報」という。）又は住登外者宛名情報」に改め、同項を同表9の項とし、同表7の項の次に次の1項を加える。

8 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管	医療保険給付関係情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、児童手当関係情報、児童扶養手当関
------	--------------------------	--

	理に関する事務	係情報、特別児童扶養手当関係情報、障害者自立支援給付関係情報、子ども医療費助成関係情報、心身障害者医療費助成関係情報、ひとり親家庭等医療費助成関係情報、精神障害者医療費助成関係情報、重度心身障害老人等医療費助成関係情報、精神障害者（後期高齢者）医療費助成関係情報、養育医療関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は介護保険給付等関係情報
--	---------	--

別表第1に次のように加える。

1 1 教 育委員会	住登外者宛名番号 管理機能による住 登外者の情報の管 理に関する事務	生活保護関係情報、地方税関係情報、就学奨励費支給関係情報又は就学援助費支給関係情報
---------------	---	---

別表第2中「第13条関係」を「第15条関係」に改め、同表1の項中「又は障害者自立支援給付関係情報」を「、障害者自立支援給付関係情報又は住登外者宛名情報」に改め、同表2の項中「又は児童扶養手当関係情報」を「、児童扶養手当関係情報又は住登外者宛名情報」に改め、同表3の項中「又は地方税関係情報」を「、地方税関係情報又は住登外者宛名情報」に改め、同表4の項中「又は障害者自立支援給付関係情報」を「、障害者自立支援給付関係情報又は住登外者宛名情報」に改め、同表5の項中「母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報」を「養育医療関係情報」に、「又は障害者自立支援給付関係情報」を「、障害者自立支援給付関係情報又は住登外者宛名情報」に改め、同表6の項中「又は介護保険給付等関係情報」を「、介護保険給付等関係情報又は住登外者宛名情報」に改め、同表7の項中「又は地方税関係情報」を「、地方税関係情報又は住登外者宛名情報」に改め、同表8の項中「又は介護保険給付等関係情報」を「、介護保険給付等関係情報又は住登外者宛名情報」に改め、同表9の項中「又は地方税関係情報」を「、地方税関係情報又は住登外者宛名情報」に改め、同表10の項中「又は障害者自立支援給付関係情報」を「、障害者自立支援給付関係情報又は住登外者宛名情報」に改め、同表11の項中「又は児童手当関係情報」を「、児童手当関係情報又は住登外者宛名情報」に改め、同表12の項中「又は介護保険給付等関係情報」を「、介護保険給付等関係情報又は住登外者宛名情報」に改め、同表13の項中「又は児童手当関係情報」を「、児童手当関係情報又は住登外

者宛名情報」に改め、同表 1 4 の項及び 1 5 の項中「又は児童扶養手当関係情報」を「、児童扶養手当関係情報又は住登外者宛名情報」に改め、同表 1 6 の項及び 1 7 の項中「又は地方税関係情報」を「、地方税関係情報又は住登外者宛名情報」に改め、同表 1 8 の項中「又は中国残留邦人等支援給付等関係情報」を「、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は住登外者宛名情報」に改め、同表 1 9 の項中「又は児童扶養手当関係情報」を「、児童扶養手当関係情報又は住登外者宛名情報」に改め、同表 2 0 の項中「又は地方税関係情報」を「、地方税関係情報又は住登外者宛名情報」に改め、同表 2 1 の項中「母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報」を「養育医療関係情報」に、「又は障害者自立支援給付関係情報」を「、障害者自立支援給付関係情報又は住登外者宛名情報」に改め、同表 2 2 の項及び 2 3 の項中「又は地方税関係情報」を「、地方税関係情報又は住登外者宛名情報」に改め、同表 2 4 の項中「又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 7 条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報」を「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 7 条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報又は住登外者宛名情報」に改め、同表 2 5 の項中「又は障害者自立支援給付関係情報」を「、障害者自立支援給付関係情報又は住登外者宛名情報」に改め、同表に次の 2 項を加える。

2 6 市 長	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の各項の下欄に掲げる事務（準法定事務を含む。）	住登外者宛名情報
2 7 教 育委員会	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の各項の下欄に掲げる事務（準法定事務を含	住登外者宛名情報

	む。)	
--	-----	--

附 則

この規則は、香芝市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（令和7年条例第43号）の施行の日から施行する。ただし、第3条第3号から第6号まで、第8号及び第9号、第4条第3号から第6号まで、第8号及び第9号、第5条第3号から第6号まで、第8号及び第9号、第7条第1号から第10号まで並びに第8条第1号の改正規定は、公布の日から施行する。